

## 議第34号

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部  
を改正する条例案

三島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三島市  
条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の前の見出し及び同項から附則第8項までを削り、附則第9項を附則  
第6項とする。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士